

# 合意書

住友病院と \_\_\_\_\_（保険薬局名称）は  
院外処方せんにおける事前合意プロトコルの運用について、下記のとおり合意した。  
なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意  
を得てから行うものとする。

## 記

- 1 院外処方せんにおける事前合意プロトコルの運用について、以下の場合には個別の処方  
医師への同意の確認を不要とする。詳細については、事前合意プロトコルに準拠して  
実施すること。
  - ① 成分名が同一の銘柄変更
  - ② 剤型の変更
  - ③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更
  - ④ 無料で行う半割、粉碎あるいは混合
  - ⑤ 無料で行う一包化
  - ⑥ 経過措置などによる一般名への変更による名称変更
  - ⑦ 残薬確認後の処方せん日数変更（短縮）
- 2 開始時期について  
開始時期：      年 月 日より開始とする。
- 3 内容変更について  
内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

年 月 日

名称：一般財団法人 住友病院  
住所：大阪市北区中之島 5-3-20  
代表者氏名：病院長 金倉 譲      印

保険薬局名称：  
住所：  
代表者氏名：                              印